

第3回 北海道河川審議会 次第

日 時：平成30年2月23日（金）13:30～

場 所：道庁 赤れんが庁舎 2階2号会議室

1 開 会

2 開会挨拶

3 報告事項

- ・北海道河川審議会について
- ・河川整備基本方針について
- ・今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針策定に向けた体制等について

4 議 事

- ・第2回北海道河川審議会の議事概要
- ・今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針について

5 その他

- ・今後の予定について

6 閉 会

○配布資料

- | | |
|-------|--------------------|
| 資 料 1 | 北海道河川審議会条例 |
| 資 料 2 | 北海道河川審議会 傍聴要領 |
| 資 料 3 | 第2回北海道河川審議会の主な意見 |
| 資 料 4 | 北海道の川づくり基本方針（仮称）素案 |
| 参考資料1 | 「報告事項」に関する説明資料 |
| 参考資料2 | 前回審議会時点との対比表 |
| 参考資料3 | 今後の予定について |

「北海道河川審議会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

分野	氏名	所属	出欠
経済	石橋 孝	北海道商工会連合会 特別推進局 参与	○
河川工学	泉 典洋	北海道大学大学院工学研究院 河川流域工学研究室 教授	○
水産資源	上田 宏	北海道大学名誉教授 (公益社団法人北海道栽培漁業振興公社 技術顧問)	○
水資源開発	阪 庄司	札幌市水道局給水部 給水部長	○
景観	坂井 文	東京都市大学都市生活学部 教授	×
防災工学	中津川 誠	室蘭工業大学大学院くらし環境系領域 教授	○
行政	中宮 安一	七飯町長	○
河川工学	早川 博	北見工業大学工学部地域未来デザイン工学科 教授	○
生物	富士田 裕子	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園 教授	○
環境教育	古川 美枝子	札幌市環境プラザ 札幌市環境教育リーダー	×
農業	古谷 陽一	篠津中央土地改良区 理事長	○
森林	丸谷 知己	北海道大学大学院農学研究院 特任教授	×

北海道河川審議会条例

平成 28 年 3 月 31 日

条例第 17 号

北海道河川審議会条例をここに公布する。

北海道河川審議会条例

(設置)

第1条 河川法(昭和 39 年法律第 167 号。次条において「法」という。)第 86 条第 1 項の規定により、知事の附属機関として、北海道河川審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、法第 5 条第 1 項に規定する二級河川その他の知事が管理する河川に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 法第 16 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

北海道河川審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 北海道河川審議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で住所、氏名を記入し、事務局の許可を受けた上で、その指示に従い入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。
- (2) 会議において、写真撮影、録音、録画等は、審議が始まる前までの冒頭部分のみとさせていただきます。
- (3) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
お分かりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

第2回北海道河川審議会の主な意見

資料 3

■第2回北海道河川審議会(開催日時:平成29年11月9日(木) 15:00~17:00 赤れんが庁舎)

番号	項目	委員	主な意見	対応
1	新・北海道の川づくり方針 1. 川づくり方針の策定に当たって	富士田委員	p1: 本州と同じくらい整備率を上げなければいけないのではないと思う。というのは、そこまでやったら川の機能は何も残っていない。自然環境が北海道で重要だと言っているのだったら、自然の河川の部分も残さなければいけない。一番大事なのは住んでいる人の命と財産を守る事なので、それを優先に河川の治水事業を進めるべきではあるが、北海道はそれがすごくおくれたということでは決してないと感じている。	北海道管理の中小河川は、戦後昭和20年代から本格的な河川整備が始まり、現在も整備を進めていることを記載。 (p1 7~9行目) 災害に強い北海道づくりを進める必要性を記載。 (p1 13~16行目) 北海道は面積が広く河川延長が長いことから、河川の整備率が低いことを記載。(p2 3行目)
2		阪委員	p1: 私も富士田委員と同じように感じた。ここまでネガティブである必要は無く、もう少しまろやかに書いてはどうか。	
3		富士田委員	p1: 一番初めに生物多様性という言葉を入れたほうがいい。	環境の課題に「生物多様性」を記載。(p3 36行目)
4		上田委員	p3: 「国や市町村に対しても、・・・情報提供に努めます。」とあり、情報提供だけではなく、国の直轄区間とか道の管理区間とかいう垣根を超えた川づくりをしていかなければならないという方針を盛り込むべきだと思う。	相互に連携を図りながら川づくりを推進することを記載。 (p5 15行目)
5		上田委員	p10: 川・湖沼と生き物とあるが、ウナギよりも北海道の固有種であるシシャモやカワヤツメを記載するべきではないか。サケ、サクラマス、シシャモ、カワヤツメ、アユという表現がいいと思う。	「ウナギ」を削除し、「サケ、サクラマス、シシャモ、カワヤツメ、アユ」を記載。(p12 2行目)
6		富士田委員	p2: 「自然の再生能力を超えた利用等により、自然環境の悪化が進んでいます。」とあり、もう絶対に元に戻らないほど悪化したと読み取れる。	「自然環境は人為的な利用等による影響を受けやすい」という記載に修正。(p3 35行目)
7		富士田委員	p2: 「自然環境を保全し創出する」とあるが、創出することは難しいので、あまり書かない方がいいと思う。再生であればいいと思う。	「生物多様性にも配慮した川づくり」という記載に修正。 (p3 36行目) 「創出」は「再生」に修正。 (p15 21行目、p23 2行目、18行目)
8		富士田委員	p4: 5つの基本方針が「を」で終わっているのに違和感を感じる。	「を」削除。(p6、p13 19~23行目)

番号	項目	委員	主な意見	対応
9	新・北海道の川づくり方針 1. 川づくり方針の策定に当たって	富士田委員	p10 : 「全国の湿原の約8割が北海道に存在」とあるが、根拠となった資料は何か。国土地理院が地形図をもとに過去の湿原と現在の湿原の割合を解析したものによると、もう少し数値が高いと思う。	86%であるため、約9割に修正。(p12 11行目) 出典を明示。(p12 34行目)
10		阪委員	p1 : 「記録的な大雨」とあるが、具体的にどういう大雨か説明する言葉があったほうが良いと思う。	「これまでに観測したことがないような」という説明を記載。(p2 2行目)
11	新・北海道の川づくり方針 2. 未来に向けた川づくり	泉委員	p23 : 「樹木の生育を許容した河川計画、河畔林の管理計画の策定を行うこと」とあるが、樹木の生育を許容できないところは適正に管理するなどの言葉がないと、本当に切れないということになりはしないか。	樹木の生育を許容可能か検討することを記載。 (p22 12行目、p34 3行目)
12		富士田委員	p14~p15 : 水の問題となると量と質だけではなくて、情報の共有と交換により全体としての流域と水を確保するということが担保されると思うので、そういう文言もあったほうがいいのかと思った。	流域の視点により、関係機関と連携して取り組むことを記載。(p14 3~5行目)
13		早川委員	p14 : 新たな水資源を開発することは削除されているが、水量の確保という観点では今、気候変動で温暖化が言われており、雪解けが早まってしまって収穫期に水が確保できないということも当然考えられるので、既存のダム運用なども入れてもらったほうがいいのかと考える。	既存ダムの運用の見直しや再開等により水量を確保することを記載。(p18 6行目)
14		泉委員	p11 : 北海道の目指す川をイメージで絵に描くとしたら、どのようなものか。	北海道が目指す川の姿は、多様な植物が育ち多くの生き物が棲む「生きている川」かつ道民の生命財産を守る「安全・安心な川」であることを記載。(イメージパースは作成中) (p13 12行目~18行目)
15		古谷委員	p14 : 川については、人命と財産の保全が基本となり、これからは北海道のすばらしい環境も重要なので、バランスのとれた施策をしていかなければならない。文章に十分にそれらも加味して入れてほしい。	

番号	項目	委員	主な意見	対応
16	新・北海道の川づくり方針 2. 未来に向けた川づくり	泉委員	p11 : 生き物がたくさん住んでいけば生きているというわけではなく、生きている川は本当はダイナミックに動くものだから、人が住もうと思ったら、そういう本来の機能を殺さないでだめだ。本州は全面的に人が住んでいるから、生きている川はほとんどないが、北海道は生きている川を地域限定で残すなど、そういう方針も将来的にはあってもいいのかなと思う。	北海道の川や湖沼は、水とみどり、さまざまな生き物によって、豊かな自然環境を構成していること。都市部を流れる河川であっても、自然が残されている場所があること。河川周辺の氾濫原では肥沃な土地が農地として利用されていることを記載。また、これらを次代に引き継ぐことを記載。 (p13 7行目～13行目)
17	新・北海道の川づくり方針 3. 川づくりを確かなものに	泉委員	p27 : 川の文化の継承。ここの中に若干入っているが、治水記念碑等と同時に洪水、水害の記録というものもぜひ保全してもらいたいと思う。どんなことがこの川で起きたのかを住んでいる人たちによく知ってもらわないと、これからはいけないのではないのか。	川の文化・歴史を継承することを記載。(p40 31行目) 水害の記録等について記載。(p40 34行目)
18		泉委員	p27 : 大きい川でも国管理の川でも、住んでいる人たちは、ここは水害が起きて危険なのだというのをすぐ忘れてしまう。どういう形で残したらいいのかは僕もわからないけれども、学校で教えるとか、記録に残して、みんなが読めるようなところに準備しておくというのが第一歩なのではないか。	子供たちの学習する場において、防災についての学習に努めることを記載。(p38 16行目) ホームページへの掲載などに努めることを記載。 (p38 19行目)
19		富士田委員	p27 : 私も賛成。石碑を建てても誰も読まないのが無駄だと思う。多分みんな忘れてしまうので、忘れたところにまた同じことが繰り返される。いかに命を守るかというときに、そういう知識があるかないかが明暗を分けると思う。災害について教えるシステムを推進するようなことがいいのではないか。	
20		中津川会長	p27 : 子どもだけではなく、大人も学習しなければならない。	
21		古川委員	p26 : 特に札幌市内の川はコンクリート護岸のところが多くて、なかなか近づいていけない。子供たちと一緒にそういうところで学習をすると、川は近づいてはいけないものなのではないかと、命を守ることが常に先に立ってしまうが、自分の命を守ることを考えると、川に親しんで大事にしようという気持ちがなかなか起らないという側面もあるので、どういうふうにしたら子供たちが水にさわるとか、そこに生きている生き物と触れることができるのかなという側面も、もうちょっと具体的に入れることができたらいいと思う。	
			教育機関等と協力して、自然のすばらしさや、川のさまざまな働き等について学習する機会を設けるほか、教材の作成や提供に努めることが記載済みであるが、親水利用や学習会の写真を添付するとともに、ホームページへの掲載などを記載。 (p28、p38 16～19行目)	

番号	項目	委員	主な意見	対応
22		中津川 会長	p29 : 技術者と書くと特定の集団になってしまうので、技術者というよりは、川に理解のある人や、地域のリーダーなどの人材を育成するような仕組みをつくるほうがいいのではないかと思う。道庁ではそうではなくて、道庁の技術力の低下を憂えて、あるいは人材が少なくなったため書かれたのであればここに書いてあるとおりのみだけれども、どういうニュアンスなのかを補足してほしい。	人材育成の中で、地域で川づくりに携わる人々等との情報提供・連携を進めることを記載。(p42 24行目)
23	新・北海道の川づくり方針 3.川づくりを確かなものに	石橋 委員	p23、p24、p29 : この部分(p29)と防災対策の推進(p23)、それと減災対策(p24)がどうも切迫感がない、危機感がないというか、何かきれいな言葉でまとまっている感じがする。例えば昨年の災害だと、1年間かかってやっと日勝峠の通行止めが解除された。さらに、農地が流されて、ポテトチップの原料が一時、何カ月か凍結されたなどといった経済被害があった。経済効果に対する防災、減災をもう少し切迫感があるように記載してほしいと思った。	治水対策の効果について記載。(p31 9～10行目) H28年8月の台風により、人的被害のほか、農地流出・食品加工場等の被害・野菜価格の高騰・交通途絶・観光への影響等、北海道内外の経済に多大な影響を与えたことを記載。(p31 14～17行目)
24		泉 委員	p30 : 整備後のモニタリングと評価を行うと書いてあるが、本当に行うのか。	定点観測によるモニタリング写真を添付。(p43) 事例を蓄積し活用すること及びフォローアップのイメージについて記載。(p44 19～39行目)
25	新・北海道の川づくり方針 全般	早川 委員	川づくりを進めていく上では、農業、治山、立木対策も関連し、土砂の面でいうと、上からの土砂の流入量が減れば河床が低下するので、流域一貫という観点も必要だと思う。	土砂移動や樹木の繁茂が生態系に変化を与えること等を記載。(p14 10～13行目) 流域全体で川の特性を把握することを記載。(p14 14行目) 流木が土砂と共に流下することを記載。(p21 20～21行目) 河床の安定性や連続性について記載。(p24 3～4行目)